

# ドーピング まめちしき!

Vol.3

嶋元医院 院長 嶋元 徹

ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

## うっかりドーピングってなあに？

ドーピング違反に問われる物質や違反行為は、世界アンチドーピング機構が発行している禁止リストに定められています。

<禁止物質> S0:無承認物質 S1:蛋白同化薬 S2:ペプチドホルモン、成長因子および関連物質  
S3:ベータ2作用薬 S4:ホルモン調節薬および代謝調節薬 S5:利尿薬と他の隠蔽薬  
S6:興奮薬 S7:麻薬 S8:カンナビノイド S9:糖質コルチコイド

<特定競技で禁止される物質> P1:アルコール P2: ベータ遮断薬

<禁止方法> M1:血液および血液成分の操作 M2:化学的および物理的操作 M3:遺伝子ドーピング

禁止物質は全てがドーピングだけに使用されるものではなく、市販の風邪薬や胃腸薬などの成分として広く使われる物質もあります。競技者がドーピングの認識がなく、体調不良時などに禁止物質の含まれた薬を使用してしまうことを、一般的に「**うっかりドーピング**」と言います。

「うっかり」であろうがなかろうが規則違反になりますが、禁止物質の中でも特定物質に指定されたものは、競技者が競技力向上のために薬を使用したのではなく、病気の治療として使用したことを立証できた場合、罰則が軽減されることがあります。(ただし、全ての事例で罰則が軽減されるとは限りません)

いずれにしろ規則違反に変わりはありませんので、競技者は薬を使用する場合、十分な注意が必要となります。自分で判断できない薬があれば、使用する前に「やまぐちスポーツ医・科学サポートセンター」、もしくは、スポーツファーマシストへ問い合わせてください。

